



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

資料提供

滋賀労働局発表
平成28年2月16日(火)

担当	職業安定部 職業安定課	長 林 行 宏
	職業指導官	松 村 重 孝
	職業紹介第一係長	古 川 英 一
	電 話	077-526-8609

ユースエール認定企業 滋賀県第1号を認定 製造業では全国初



ポイント

青少年の雇用の促進を図るため、勤労青少年福祉法が改正され「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）が平成27年10月1日から順次施行されています。

その一環として、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を国が「ユースエール認定企業」として認定する制度が創設されました。

この度、滋賀県第1号として2月15日に下記の事業所を認定しました。

当該制度による企業認定は全国8番目で、製造業では全国初の認定となります。

記

企業名	ゴウ 郷インテックス株式会社
所在地	草津市笠山五丁目3番19号
事業内容	空調機器・給湯機器の配管部品の製造

今後、滋賀労働局、ハローワークでは、県内の若者の採用・育成に積極的な中小企業の認定取得を幅広く呼びかけることとします。

また、認定企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

※滋賀労働局長による認定書の交付式を下記により行います。

【写真撮影可】

日 時	平成28年2月18日(木) 10時から
場 所	滋賀労働局御幸庁舎(大津市御幸町6-6)

裏面に続く

ユースエール企業の認定を受けるための主な数値要件は、

- ① 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下であること
- ② 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下であること
- ③ 前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上であること
- ④ 直近3事業年度において、男性労働者の育児休業などの取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること

です。(その他の要件については、別添の資料を参照してください。)

当該企業における実績は、それぞれ、

①7.6% ②5.7時間 ③10.2日 ④女性100%
となっています。

ユースエール企業認定のメリットは、

- ・ハローワークや新卒応援ハローワークなどで重点的PRを実施する他、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイトに企業情報を掲載
- ・滋賀労働局が主催する就職面接会などへの優先的に参加が可能
- ・自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ・若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算

等があります。(詳細については、別添の資料を参照してください。)